

認可地縁団体の手引き

— 自治会・町内会の法人化 —

令和7年12月

鎌倉市 地域のつながり課

電話 23-3000

目 次

1 地縁団体・認可地縁団体とは	2
(1) 地縁団体とは	
(2) 認可地縁団体とは	
2 認可地縁団体になるには	3
(1) 認可申請できる団体	
(2) 認可地縁団体になるための要件	
(3) 事前準備・申請から認可までの流れ 《認可・告示について》	
(4) 認可申請に必要な書類 《参考》規約と総会	
3 認可告示後にできること	9
(1) 認可地縁団体の印鑑登録	
(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付	
(3) 告示事項証明書の写しの交付	
(4) 不動産の登記	
4 認可地縁団体の運営	13
(1) 認可地縁団体の義務 《印鑑登録の廃止・登録の抹消手続き》	
(2) 認可地縁団体に関係する税金	
(3) 認可地縁団体の認可取消、解散及び合併	
5 よくある質問	19
〔資料編〕	
■ 参考資料一覧	23
■ 申請様式・記入例	25
■ 書類作成参考例	41
■ 関係法令（抜粋）	55

1 地縁団体・認可地縁団体とは

(1) 地縁団体とは

地縁団体とは、一定の区域に住所のある人の**地縁に基づいて形成された団体**のことと定義されています。鎌倉市における**自治会・町内会**（以下「自治会等」という。）などがこれに当たります。

(2) 認可地縁団体とは

認可地縁団体とは、**法人格を有した地縁団体**のことです。

従来、自治会等は法人格を取得できなかったことから、所有する町内会館等の不動産を団体名義で登記することができず、代表者個人や役員の共有名義でした。このため、名義人の転居や死亡による相続といった財産上の問題が生じるようになりました。

この問題に対処するため、平成3年の地方自治法（以下「法」という。）の改正により、自治会等が法人格を取得できるようになり、**自治会等の団体名義での不動産登記等が可能**となりました。

また、令和3年の法改正により、地縁による団体は、**不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができる**ようになりました。

認可地縁団体になると、以下のようなメリットとデメリットがあります

① 自治会等の名義で不動産登記ができます

名義変更手続きや相続における問題等の発生が未然に防げるため、安定した運営ができます。

② 自治会等の名義で契約主体となることができます

自治会等で銀行口座を持つことができ、財産管理のトラブルを避けることが期待されます。

① 規約に定める範囲内で義務を負います

総会の開催、役員の選出等、法律や規約に基づいて自治会等を運営していくこととなり、その手続きが以前に比べて少し複雑になります。

② 告示事項に変更があった場合は届出が必要です。

団体の名称、区域、事務所の所在地、代表者の氏名・住所等を市長が告示（※6頁参照）します。その後、告示事項に変更が生じた場合は、団体の代表者が遅滞なく届け出ることとされています。

※告示とは、公の機関がある事項を広く一般に知らせることです。

メリット

デメリット

2 認可地縁団体になるには

(1) 認可申請できる団体

(法第260条の2第1項)

認可申請できる団体は、下記の**2つの要件を満たす団体**です。

①	一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体	②	地域的な共同活動を円滑に行うことの目的とする団体
地縁とは地域内のつながりや近隣住民同士の人間関係のこと、いわゆる 自治会・町内会 が対象です。			令和3年の法改正により、 不動産等の保有の有無にかかわらず 地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。
			法人格を取得する目的としては、これまでの「不動産に関する権利等を保有するため」という以外にも、以下の目的が挙げられます。
<p>① 繼続した活動基盤の確立 ② 法人が契約主体となることによる事業活動の充実化 ③ 法律上の責任の所在の明確化 ④ 個人財産と法人財産との混同防止 ⑤ 対外的な信用の獲得</p> <p>《解説》</p> <p>これらの目的はいずれも地縁による団体が地域的な共同活動を円滑に行うことにつながるものであり、このために地縁による団体は法人格を取得するものと考えられます。</p>			

(2) 認可地縁団体になるための要件

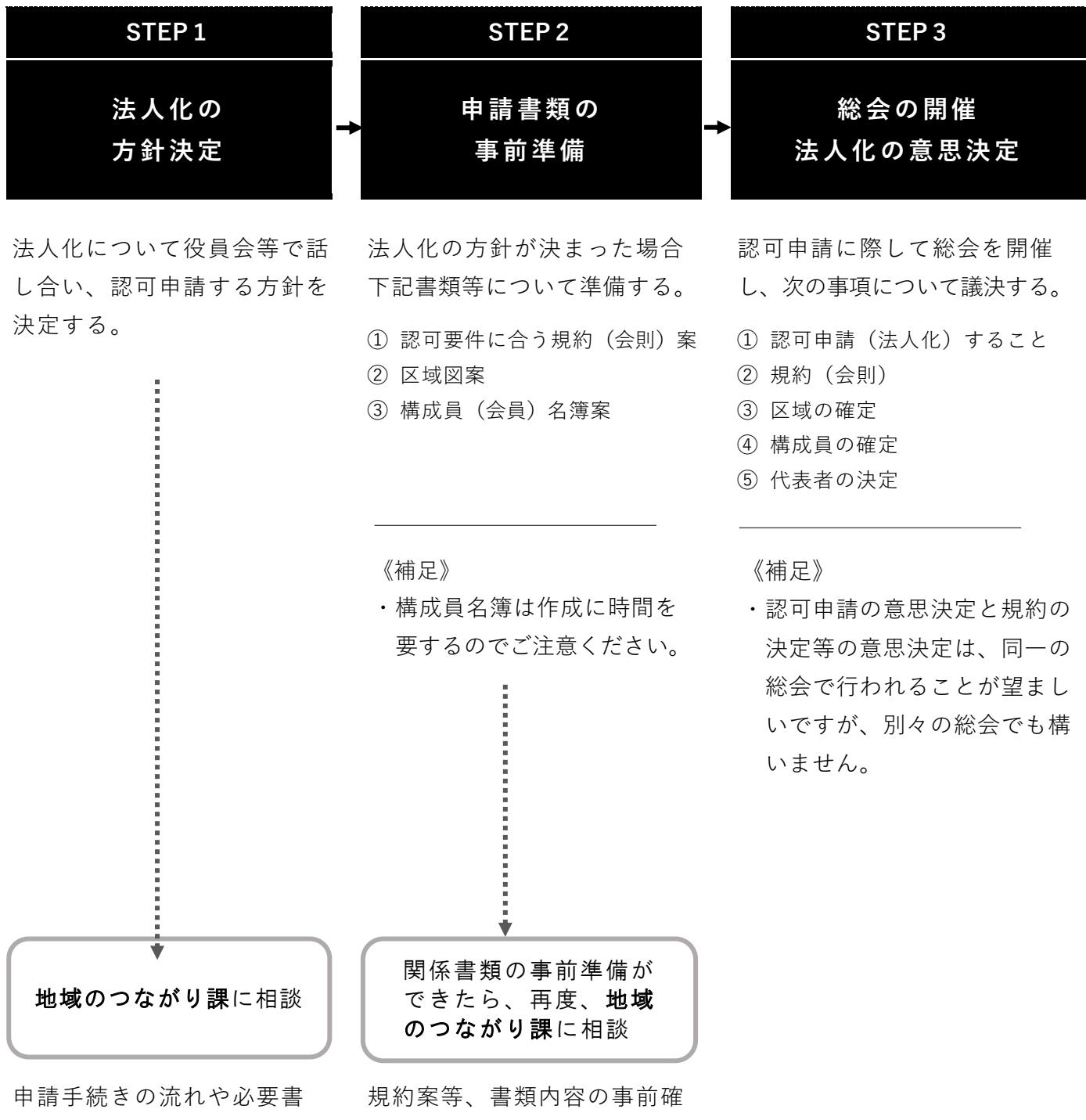
(法第260条の2第2項)

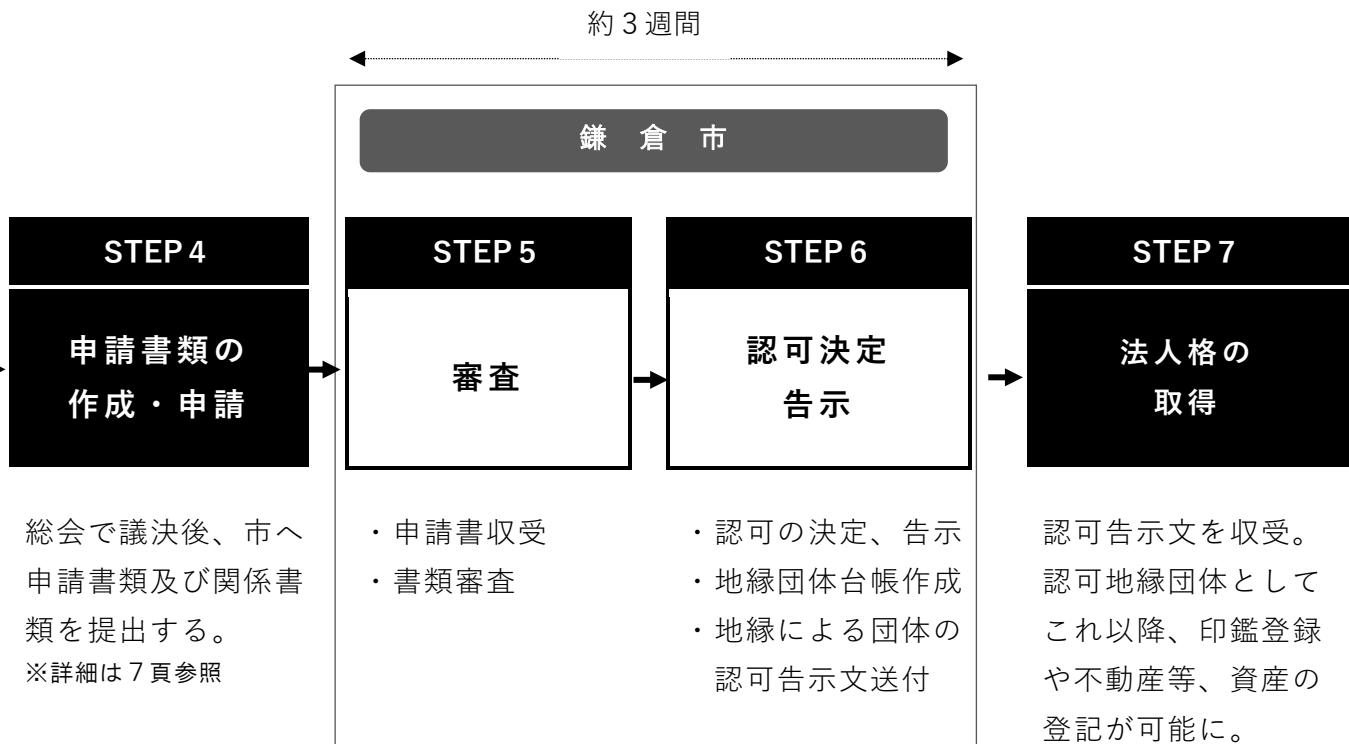
自治会等が法人化するには**市長の認可が必要**となります。認可を受けるためには、下記の**4つの項目が必須要件**です。なお、認可後であってもこれらの要件を満たさなくなった自治会等は、認可の取り消しの対象（※18頁参照）となりますのでご留意ください（法第260条の2第14項）。

① 目的	良好な地域社会の維持および形成を行うための、地域的な共同活動を行うことを目的として、実際にその活動を行っていると認められること	② 区域	その区域が住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
地域的な活動とは、清掃・美化活動、防犯・防災活動、集会所の管理運営などの活動のことです。「現にその活動を行っている」と認めるには、少なくとも前年度において活動実績があることが必要です。			河川・道路等で区域が画されているなど、容易に区域・範囲が分かる状態であるという意味です。他の自治会等と区域が重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。
③ 構成員	その区域に住所のあるすべての個人は、構成員となることができ、その相当数の者が現に構成員となっていること	④ 規約	法に基づいた規約を定めていること
その区域に住む全ての人が加入できるという意味です。世帯を単位とすることは認められません。また、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。一般的には区域の住民の過半数以上が構成員（会員）となっている場合はおおむね「相当数」と見なされています。			規約には、「目的」、「名称」、「区域」、「事務所の所在地」、「構成員の資格に関する事項」、「代表者に関する事項」、「会議に関する事項」、「資産に関する事項」が定められていることが必要です。
※詳細は8頁を参照			

(3) 事前準備・申請から認可までの流れ

認可地縁団体設立までの流れは下記の通りです。認可申請を予定している場合は、市（地域のつながり課）に相談をしてください。なお、法人化するか・しないかは、自治会等の任意です。





《 認可・告示について 》

市が認可申請書を受理した後、審査を経て、**市長が認可の決定と告示**を行います。告示後は地縁団体台帳に記載され、併せて市は申請者に通知します。**市長の告示をもって法人登記に代えることとなります**ので、**法務局への登記は必要ありません**。なお、告示内容は、告示されるまでは正式な決定ではありません。告示後に初めて効力を持ります。また、告示内容に変更があった場合は、速やかに市に届出（あらためて告示）が必要です（※13頁参照）。ご注意ください。

告 示 内 容

- ① 団体の名称
- ② 規約に定める目的
- ③ 区域
- ④ 主たる事務所
- ⑤ 代表者の氏名及び住所
- ⑥ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無、並びに職務代行者の選任の有無
(代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ⑦ 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- ⑧ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- ⑨ 認可年月日



(4) 認可申請に必要な書類

認可（法人化）申請書に次に掲げる書類を添付し、当該団体の代表者が、市長に対して申請します。
(法施行規則第18条)

提出書類		補足	参照頁
①	認可申請書（市の様式に記入）		25-26
②	規約（次頁及びモデル会則を参照）		46-54
③	認可を申請することについて 総会で議決したことを証する書類	※ 議事録の写し。	44
④	構成員（会員）の名簿 (自治会・町内会名簿があれば添付)	※ 認可申請する地縁団体に加入している全員の住所・氏名が記載されているもの。 ※ 名簿に記載するのは世帯単位でなく、 <u>構成員個人名</u> であることにご留意ください。 ※ 当該区域の住民の相当数（過半数以上）が構成員になることが必要です。	40
⑤	良好な地域社会の維持及び形成に 資する地域的な共同活動を行っていることを記載した書類	※ 前年度の活動報告書（又は事業報告書）、決算書及び本年度の事業計画書、予算書等を添付	—
⑥	申請者が代表者であることを 証する書類（代表者就任承諾書）	※ 代表者になることの承諾書に記名のあるもの。③の議事録とともに、代表者であることを確認します。	39
⑦	規約で定める区域を示した図面	※ 地図等に当該団体の区域（範囲）を囲んで表示したものをご用意ください。	—

【提出先】地域のつながり課

【認可申請手数料】無料

《参考》規約と総会

規約（会則）に「定めなければならない」事項

（法第260条の2第3項）

①	目的	活動内容をできる限り具体的に定めてください。
②	名称	特に制限はありません。
③	区域	できる限り、字名、地番、住居表示番号で表示してください。
④	主たる事務所の所在地	特に制限はありませんが、これが地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く」と定めることも可能です。
⑤	構成員の資格に関する事項	地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれることが、また、正当な理由がなければ加入を拒否することはできない旨を必ず書かなければなりません。加入と脱退などの資格取得手続きをできる限り定めてください。
⑥	代表者に関する事項	代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。 (注:法第260条の5から同条の10の規定が適用されます。) ※56-57頁参照
⑦	会議に関する事項	会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。 (注:法第260条の13から同条の19の規定が適用されます。) ※57-58頁参照
⑧	資産に関する事項	保有資産の構成、取得、処分の方法、管理の方法などを規定します。また、法第260条の4の規定により、財産目録の作成が義務づけられていますのでご留意ください。

規約のほか認可申請前の総会で決めるべきこと

①	区域及び構成員の確定	構成員は区域の相当数（過半数）であることを必要としています。このため申請前の総会で区域と構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となります。
②	代表者の決定	認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。
③	不動産など資産の確定	保有資産を明確にし、申請前の総会で資産の確定をしておく必要があります。

3 認可告示後にできること

(1) 認可地縁団体の印鑑登録

(鎌倉市認可地縁団体印鑑条例、同施行規則)

認可されると、不動産等の登記等に必要な代表者の印鑑を登録できます（1団体につき1つ）。

① 印鑑登録の申請ができる人

認可地縁団体の代表者本人 ※代理人による申請も可。委任状（書式自由）が必要です。

② 印鑑登録に必要なもの

- (ア) 認可地縁団体印鑑登録申請書（市の様式）※27-28頁参照
- (イ) 代表者の個人印（印鑑登録されたもの）
- (ウ) 代表者の個人印の印鑑登録証明書
- (エ) 代表者の本人確認の書類（運転免許証等）
- (オ) 登録する団体印



【申請先】 地域のつながり課

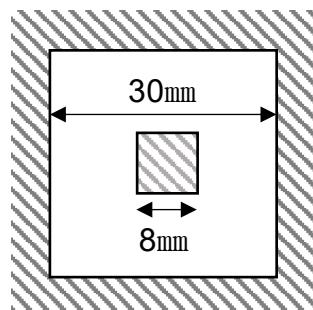
【交付場所】 地域のつながり課

《注意》

以下のいずれかに該当する印鑑は、認可地縁団体の印鑑として登録できません。

- ✖ 認可地縁団体の名称や代表者の氏名の文字が、一部分も表されていないもの
- ✖ ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの
- ✖ 印影の大きさが、一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
または、一辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ✖ 印影が不鮮明なもの。文字の判読が困難なもの
- ✖ 縁のないもの。縁が破損している適当でないもの
- ✖ 他の認可地縁団体の代表者等が、すでに登録している印鑑に、
その印影が著しく類似しているもの
- ✖ その他、市長が適当でないと認めるもの

 登録不可



— 登録印鑑を紛失・破損したとき —

登録後の印鑑を紛失・破損した場合は、印鑑登録の抹消手続が必要となります。（※16頁参照）
抹消後に、印鑑登録が必要な場合は、また改めて登録していただく必要があります。

(2) 認可地縁団体印鑑登録証明書の交付 (鎌倉市認可地縁団体印鑑条例、同施行規則)

印鑑登録をされた方は、認可地縁団体の印鑑登録証明書の交付を受けることができます。印鑑登録証明書は、登録された認可地縁団体印鑑を押印した申請書（市の様式）に基づき交付します。

① 印鑑登録証明書の交付申請ができる人

印鑑登録者（認可地縁団体の代表者）

※代理人による申請も可。委任状（書式自由）が必要です。

② 印鑑登録証明書の交付申請に必要なもの

- (ア) 認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（市の様式）※29-30頁参照
- (イ) 印鑑登録した認可地縁団体印鑑
- (ウ) 申請者の印鑑（印鑑登録されたもの）
- (エ) 申請者の印鑑を証明する印鑑登録証明書
- (オ) 申請者の本人確認書類（運転免許証等）
- (カ) 交付手数料300円 ※交付時に支払い

【必要期間】申請から交付まで約1週間

【申請先】地域のつながり課

【交付場所】地域のつながり課

(3) 告示事項証明書の写しの交付 (法第260条の2第12項、同施行規則第21条)

どなたでも、認可地縁団体の告示事項証明書の写しを請求することができます。この書類は、団体名義で不動産等を登記する際に必要な書類です。申請の際には、「証明書交付申請書」を地域のつながり課にご提出ください。

① 認可地縁台帳の写しの交付申請ができる人

どなたでも可能です

② 認可地縁団体台帳の写しの交付申請に必要なもの

- (ア) 証明書交付申請書（市の様式）※33-34頁参照
- (イ) 手数料300円 ※交付時に支払い

【必要期間】申請から交付まで約1週間

【申請先】地域のつながり課

【交付場所】地域のつながり課

(4) 不動産の登記

認可地縁団体になると、不動産等の登記が可能となります。登記の必要書類や手続き等につきましては、所管の法務局または司法書士等にご相談ください。登記の際に必要な告示事項証明書や認可地縁団体印鑑登録証明書は、地域のつながり課にて交付します（※10頁参照）。

【問合せ先】横浜地方法務局 湘南支局

〒251-0041

住 所：藤沢市辻堂神台二丁目2番3号

電話番号：0466（35）4620



不動産登記における特例制度について

（法第260条の46、同施行規則22条の2の5）

認可地縁団体になったことによって、不動産を登記できるようになります。

しかし、不動産の登記の名義人が多数で、相続人の居所が分からぬ場合や、相続人から登記の承諾を得ることには大変な労力と時間がかかることがあります。

この問題を解決するため、法の一部が改正され（平成27年4月1日施行）、認可地縁団体の不動産登記における特例制度が設けられました。

この制度は、認可地縁団体が所有する一定の要件を満たした不動産について、所定の手続きをすることで、その不動産の登記関係者の承諾があったものとみなし、名義人を認可地縁団体として不動産の登記を可能とするものです。

《特例の適用を受け登記するまでの流れ》

特例の4つの要件（右頁※1）すべてに該当

必要書類（右頁※2）を添付し、団体代表者が鎌倉市に公告申請

鎌倉市にて確認の後、当該不動産の所有権の保存または移転の登記について、異議のあるものは市に対して異議を申し立てるよう、市長名で公告（3箇月以上の公告期間）

期間内に異議がなかった場合

登記関係者から「異議申出がなかったこと」を証する書面を市が発行。

単独で所有権の移転登記が可能に

期間内に異議があった場合

異議を述べた方の氏名・住所・理由等を市が団体に通知。公告による手続きは中止となり、団体と異議を述べた方とで協議

特例の要件（※1）

①	申請する認可地縁団体が不動産を所有していること
②	その不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること
③	その不動産の書類上の所有者または所有権の登記名義人のすべてが、申請しようとする認可地縁団体の構成員、またはかつてその認可地縁団体の構成員であった者であること
④	その不動産の登記関係者の全員または一部の所在が知れないこと

公告申請に必要な書類（※2）

①	所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
②	申請時の保有資産目録又は保有予定資産目録
③	申請者が代表者であることを証する書類（代表を決定した総会の議事録等）
④	法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 ⇒上記「特例の要件（※1）」に掲げた②～④について証明できる資料のことです（契約書や公共料金の領収書等）。詳しくは、地域のつながり課までお問い合わせください。

4 認可地縁団体の運営

(1) 認可地縁団体の義務

認可されると、法律に則った運営をする必要があります。規約に基づいた運営を行うとともに、法に定められている認可地縁団体の主な義務に注意しましょう。

① 告示事項の変更の届出

(法第260条の2第11項、13項、同施行規則第20条)

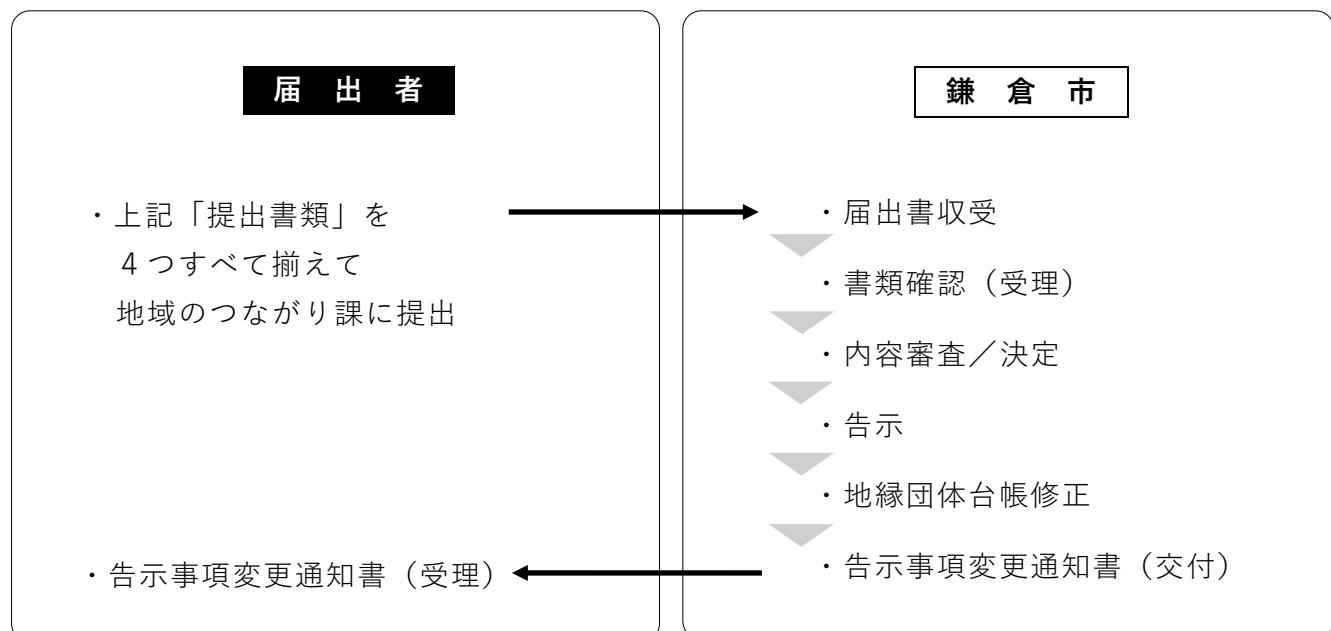
代表者の交代等、告示された事項（※6頁参照）に変更がある時、認可地縁団体の代表者はできるだけ速やかに市長に届け出なければなりません。市長によって告示されていない事項は正式なものとして認められず、効力がありませんのでご注意ください。

提出書類		補足
(ア)	告示事項変更届出書	※ 市の様式（35-36頁参照）
(イ)	総会開催案内通知文	※ 写し ※ 開催5日前までに会議の目的、内容を構成員に通知
(ウ)	総会議案書	※ 写し ※ 上記のとおり構成員に事前通知した議案のみ議決可
(エ)	総会議事録	※ 写し

【必要期間】 届出から告示まで約2週間

【届出先】 地域のつながり課

告示事項変更手続きの大まかな流れ



② 規約変更の認可の申請

(法第260条の3、同施行規則第22条)

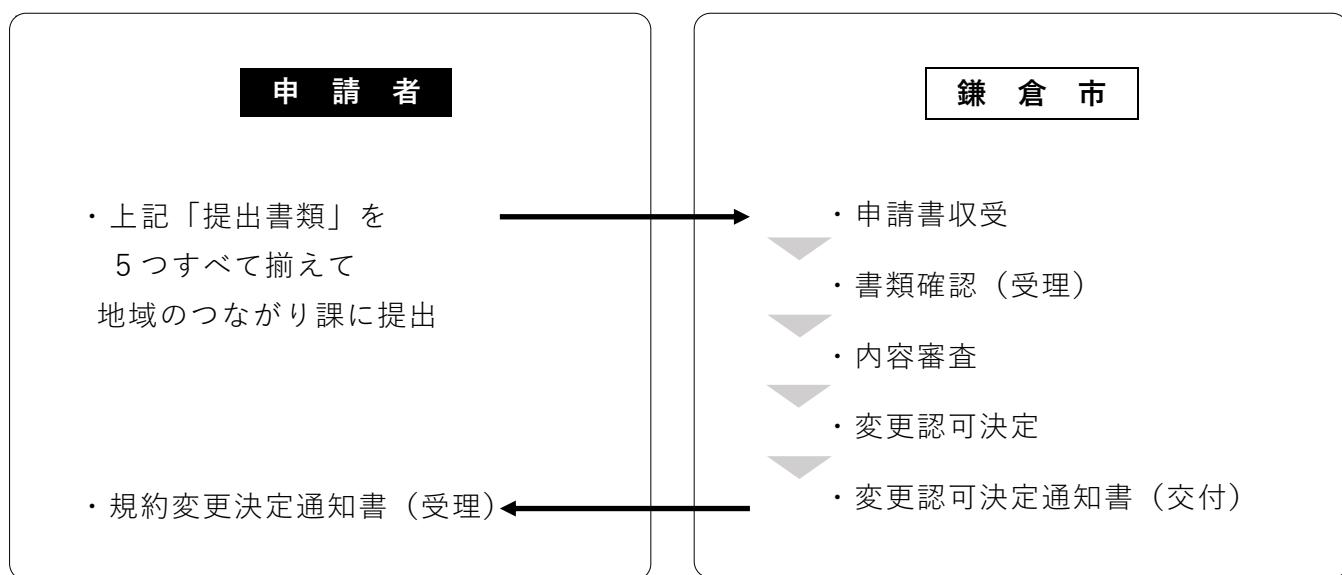
規約は、(別段の定めがある時を除いて)全ての構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更できます。規約に変更があるとき、認可地縁団体の代表者は市長に申請し、認可を受けなければなりません。認可を受けていない規約は効力がありませんので、ご注意ください。

提出書類		補足
(ア)	規約変更認可申請書	※ 市の様式 (37-38頁参照)
規約変更の内容及び理由を記載した書類として		
(イ)	新しい規約 (会則)	※ 写し ※ 新旧対照表 (あれば)
規約変更を総会で議決したことを証する書類として		
(ウ)	総会開催案内通知文	※ 写し ※ 開催 5日前までに会議の目的、内容を構成員に通知
(エ)	総会議案書	※ 写し ※ 上記のとおり構成員に事前通知した議案のみ議決可
(オ)	総会議事録	※ 写し

【必要期間】 申請から認可まで約2週間

【申請先】 地域のつながり課

規約変更手続きの大まかな流れ



注：規約の変更内容が、名称、目的、事務所の所在地等告示された事項である場合は、別途、告示事項の変更届が必要となります。（左頁参照）

③ 財産目録の作成と備え置き

(法第260条の4第1項)

毎年1～3月の間もしくは毎事業年度の終了時に、財産目録を作成してください。また、作成した財産目録は事務所に備え置いてください。

④ 構成員名簿の備え置き

(法第260条の4第2項)

構成員名簿を備え置き、構成員の変更が生じた場合は必要な変更を加えなければなりません。
(市への報告や提出は不要です)

⑤ 総会開催の義務

(法第260条の13、15、18)

少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開催してください。表決権は平等であり、総会に出席しない時は書面または代理人によって表決することができます（ただし、規則に別段の定めがある場合は適用しません）。なお、認可後は総会の開催案内で通知した議案のみ議決できます。

表決権の行使の電子化

令和3年の法改正により、認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。

「電磁的方法」による表決とは、具体的に次のような手法が考えられます。

- ① 電子メールによる送信
- ② Webサイトを利用した表決
- ③ アプリケーションを利用した表決
- ④ 磁気ディスク等（CDやDVD、USB等）に記録して、当該ディスク等を交付する

表決権の行使を電子化するために

表決権の行使の電子化を可能にするためには、二つの方法があります。

① 規約の変更

規約を変更する場合、規約に「電磁的方法による表決」を可能とする旨の規定を追加することが必要です。既に規約に書面や代理人による表決を可能とする旨の規定を設けている場合でも、電磁的方法による表決を可能とする旨の規定を追加する必要があります。

② 総会による決議

総会による決議の場合、一回の総会の決議をもって以降継続的に電磁的方法による表決を可能とすることを決定することもできますし、毎年度総会を開催し、当該年度において電磁的方法による表決を可能とすることを決議することもできます。

《 印鑑登録の廃止・登録の抹消手続き 》

印鑑登録の廃止

印鑑の登録を受けている代表者（印鑑登録者）などは、次の場合、申出が必要です。

- ① 登録印鑑を廃止しようとするとき
- ② 登録印鑑を紛失・破損したとき
 - (ア) 認可地縁団体印鑑登録廃止申請書 ※35-36頁参照
 - (イ) 印鑑登録した認可地縁団体印鑑（廃止しようとする印鑑）※紛失の場合は不要
 - (ウ) 代表者の個人印（印鑑登録されたもの）
 - (エ) 代表者の個人印の印鑑登録証明書
 - (オ) 代表者の本人確認書類（運転免許証等）

【申請先】 地域のつながり課

印鑑登録の抹消手続き

次のいずれかに該当するとき、印鑑の登録は抹消されます。印鑑登録者には、市からその旨を通知します。

- ① 廃止、紛失のときに申請があった場合で、その申請が適正であると認めたとき
- ② 印鑑登録者（代表者）の登録資格に変更が生じたとき
- ③ 認可地縁団体が解散したとき
- ④ 認可地縁団体の名称や代表者の氏名が変わった場合で、
市長がその認可地縁団体の代表者等の印鑑登録を適当でないと認めたとき
- ⑤ その他抹消すべき理由が生じたとき

(2) 認可地縁団体に関する税金

認可地縁団体に係わる税金については、次のとおりです。詳しくは、それぞれの所轄機関にお問い合わせください。

地縁団体の認可を受けた法人の税金

税の種類		収益事業を行わない場合	収益事業を行う場合
市税	法人市民税	均等割・・・課税 (※減免措置あり) 法人税割・・非課税	均等割と法人税割課税
	固定資産税	固定資産税の評価で課税 (※減免措置あり)	固定資産税の評価で課税
県税	法人県民税	均等割・・・課税免除 法人税割・・非課税	均等割と法人税割課税
国税	法人税	非課税	課 稅
	登録免許税 (不動産登記 時)	課 稅	課 税

問い合わせ先

税の種類	所轄機関	連絡先
法人市民税	鎌倉市役所納税課	鎌倉市御成町18-10 本庁舎 1 階
固定資産税 (市税)		電話番号：0467-61-3911
法人県民税	横須賀県税事務所	横須賀市日の出町 2 - 9 - 19
不動産取得税 (県税)		電話番号：046-823-0210 (代表)
国 税	鎌倉税務署	鎌倉市佐助 1 - 9 - 30 電話番号：0467-22-5591 (代表)

(3) 認可地縁団体の認可取消、解散及び合併

(法第260条の2第14項)

① 認可取消

認可地縁団体が次に掲げる事由になったとき、市長は認可を取り消すことがあります。具体的には、下記のような場合が考えられます。

(ア) 認可要件（※4頁参照）のうち、そのいずれかを欠くことになったとき

《例示》

- ・認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき
- ・認可地縁団体が相当の期間にわたって活動していないとき
- ・区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないととき
- ・構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき

(イ) 不正な手段により認可を受けたとき

《例示》

- ・地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき

② 解散

(法第260条の20)

認可地縁団体は、次に掲げる事由によって解散します。解散は民法の規定が準用され、市長に對しての届出（市長に対する解散告示）及び清算に伴う債権申出の公告（官報による公告）手續が必要です。

(ア) 規約に定めた解散事由の発生

(イ) 破産手続開始の決定

(ウ) 認可の取消し

(エ) 総会の決議（総構成員の3/4以上の賛成が必要）

(オ) 構成員が欠けたこと（構成員の数が、区域内住民の相当数でなくなったとき）

(カ) 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

③ 合併

(法第260条の38、39)

認可地縁団体は、同じ市内の他の認可地縁団体と合併することができます。なお、合併には総会の決議が必要です。

認可地縁団体同士の合併には、地方自治法上必要な手続きがありますが、本手引き上では説明を省略します。

事前に「地域のつながり課」にご相談下さい

5 よくある質問

Q 1

認可地縁団体になると、市の指揮監督下に置かれることになるのですか。

A 1

市は、自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、今までの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の行政権限を分担したり、市町村の下部組織とみなされたりすることはありません。

Q 2

不動産等を所有していないくとも、認可の対象となりますか。

A 2

令和3年の法改正により、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けることができるようになりました。

Q 3

個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は、認可の対象となりませんか。また、表決権を世帯単位で一票とできませんか。

A 3

認可地縁団体の構成員は、法第260条の2第2項第3号により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできません。したがって、構成員は各々一票の表決権を有することとなります。なお、規約の変更や解散等の重要事項を除く項目において、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されます。なお、規約の変更や解散等の重要事項のほか、代表者や監事の選任についても世帯単位で表決することは適当とは考えられていません。

Q 4

構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。

A 4

法上の構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではなく、構成員だけの名簿を作成すればよいものです。

Q 5

未成年を構成員から除外することは可能ですか。

A 5

法では、その区域に住所を有する個人は構成員になれることがあります。区域内に住む個人が構成員になろうとする意志を持っているとき、正当な理由なくその参加を妨げられることはありますので、未成年であることを理由に構成員から除外することはできません。

Q 6

認可地縁団体には、地域内のすべての住民が加入する必要がありますか？

A 6

Q 4 の通り、地縁による団体の区域内の相当数の者が構成員となつていれば問題ないため、その必要はありません。

Q 7

現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。

A 7

一般的には当該区域の住民の過半数以上が構成員となっている場合をいいます。

Q 8

法人や商店等は構成員として認められますか。

A 8

構成員は個人しか認められません。地域社会における近隣関係の中心は、活動の主体である人と人のつながりにあるものであり、法人は地域社会にとって二次的な参加者に過ぎないと考えられるためです。法人は構成員にはなれませんが、表決権を持たない「賛助会員」として位置づけ、その活動に参加することは可能であると考えられます。

Q 9

会員は個人となっていますが、会費はどうしたらよいですか。

A 9

従来通り、世帯単位で徴収するのが一般的です。

Q 10

一つの地縁団体が所在する地域に、更に連合会という上部組織の地縁団体が設立されている場合、この連合会も認可の対象となりますか。

A 10

法では、一地域一団体とすることは要請されておらず、あくまでも地縁による団体の現況により判断することとされています。したがって、連合会という名称を用いている団体であっても、法に定められた一定の要件を満たせば認可の対象となります。ただし、例えば、連合会がいくつかの地縁による団体を構成員とするようなものであれば、法では自然人たる住民を構成員としていることから、認可の対象とはなりません。

Q 11

団体の名称や区域、事務所の所在地や代表者に変更があったときはどうしたらよいですか。

A 11

これらは「告示事項」というもので、変更の場合は所定の手続きが必要となります。詳しくは 6 頁を参照してください。

Q 12

規約に変更があったときはどうしたらよいですか。

A 12

変更時は所定の手続きが必要となります。なお、認可地縁団体の規約は（別段の定めがある時を除いて）全ての構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができます。詳しくは 14 頁を参照してください。

Q 13

認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合ですか。

A 13

市町村長は、認可地縁団体が以下のような要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができることとされています。具体的には、次のような場合が考えられます。詳しくは18頁を参照してください。

《例示》

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ②認可地縁団体が相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③区域内の一部の住民について、正当な理由なく加入を認めないととき。
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤地縁団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、威迫等不正な手段により認可を受けたとき。

Q 14

電磁的方法による表決とは何ですか。

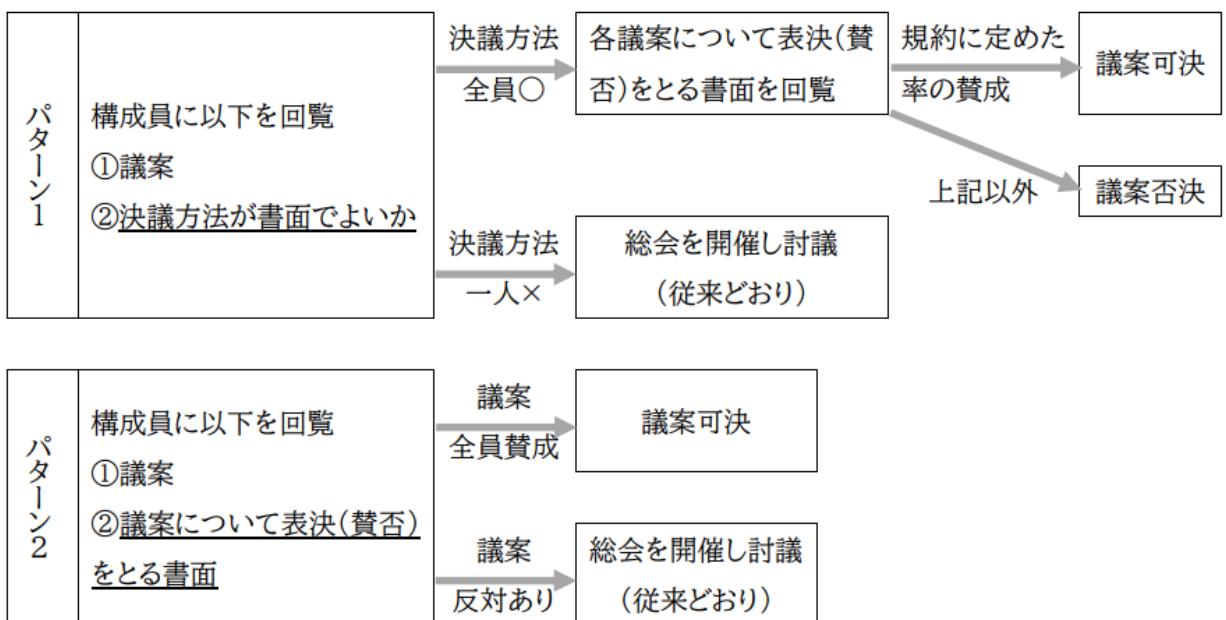
A 14

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、規約又は総会の決議により、書面による表決に代えて、電磁的方法により表決をすることができるようになりました。この、「電磁的方法」とは、電子メールなどによる送信、Webサイト、アプリケーションを利用した表決、磁気ディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法による表決などが考えられます。詳しくは15頁を参照してください。

総会で決議すべき案件について、総会の開催を省略し、書面又は電磁的方法により決議することはできますか。

A 15

令和4年の法改正により、下記の手順を踏む場合に、総会を開催せずに書面又は電磁的方法により決議することが可能となりました。(法第260条の19の2)



— 資 料 編 —

- 參考資料一覽
- 申請様式・記入例
- 書類作成参考例
- 関係法令（抜粋）

■ 参考資料一覧

申請様式・記入例

	資料内容	様式	必要になる時	掲載頁	記入例
<input type="checkbox"/>	認可申請書	市の様式	認可申請時	25-26	○
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑登録申請書	市の様式	印鑑登録時	27-28	○
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑登録証明書 交付申請書	市の様式	資産登記、 銀行口座開設時等	29-30	○
<input type="checkbox"/>	認可地縁団体印鑑登録 廃止申請書	市の様式	印鑑の紛失・ 破損・廃止時	31-32	○
<input type="checkbox"/>	証明書交付請求書 (告示事項証明書の写し)	市の様式	資産登記、 銀行口座開設時等	33-34	○
<input type="checkbox"/>	告示事項変更届出書	市の様式	告示事項変更時	35-36	○
<input type="checkbox"/>	規約変更認可申請書	市の様式	規約変更時	37-38	○

書類作成参考例

	資料内容	書式	必要になる時	掲載頁	作成例
<input type="checkbox"/>	代表者就任承諾書	任意書式	認可申請時等	39	○
<input type="checkbox"/>	構成員名簿	任意書式	認可申請時等	40	○
<input type="checkbox"/>	総会開催通知 (総会のお知らせ)	任意書式	総会開催時等	41	○
<input type="checkbox"/>	出欠表・委任状	任意書式	総会開催時等	42	○
<input type="checkbox"/>	書面議決書	任意書式	総会開催時等	43	○
<input type="checkbox"/>	総会議事録	任意書式	認可申請時、 総会終了時等	44	○
<input type="checkbox"/>	財産目録	任意書式	毎年1~3月の間 又は、毎事業年度 終了時	45	○
<input type="checkbox"/>	規約 (モデル会則)	任意書式	認可申請時、規約 変更時、告示事項 変更時等	46-54	○

関係法令

	資料内容	様式	必要になる時	掲載頁	
—	地方自治法 (抜粋)	—	隨時	55-62	—
—	地方自治法施行規則 (抜粋)	—	隨時	63-66	—

年 月 日

(あて先)

鎌倉市長

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鎌倉市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 鎌倉市

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っている
ことを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

○○年 ○月 ○日

(あて先)

鎌倉市長

認可を受けようとする地縁による団体の

名称及び主たる事務所の所在地

名称 ○○自治会

所在地 鎌倉市○○町 1-1

代表者の氏名及び住所

氏名 海山 太郎

住所 鎌倉市○○町 1-2 2

認可申請書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため
認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 良好的な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っている
ことを記載した書類
- 5 申請者が代表者であることを証する書類

認可地縁団体印鑑登録申請書

第1号様式(第2条)

認可地縁団体印鑑登録申請書

年 月 日

(あて先)鎌倉市長

申請者(□本人 代理入)

住所 _____

氏名 _____

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称				
	認可地縁団体の事務所の所在地				
	(資格) 氏名	() 印		生年 月日	年月日
住 所					

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には住民として登録されている個人の印鑑を押印してください。また、その印鑑を証明する印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、仮代表者、特別代理人、清算人又は裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者のいずれかを記入してください。

第1号様式(第2条)

認可地縁団体印鑑登録申請書

○○年 ○月 ○日

(あて先)鎌倉市長

申請者(本人 代理人)

住所 鎌倉市○○町1-22

氏名 海山 太郎

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名称	○○自治会	※実印を押印してください
	認可地縁団体の 事務所の所在地	鎌倉市○○町1-1	
(資格) 氏 名	(代表者 海山 太郎	生年 月 日	○○年○月○日
住 所	鎌倉市○○町1-22		

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 氏名の次には住民として登録されている個人の印鑑を押印してください。また、その印鑑を証明する印鑑登録証明書を添付してください。
- 4 資格()の欄には、代表者、仮代表者、特別代理人、清算人又は裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者のいずれかを記入してください。

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

5号様式(第7条)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

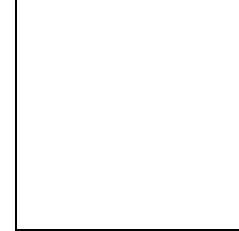
(あて先)鎌倉市長

申請者(□本人 □代理人)

住所 _____

氏名 _____

次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名称				
	認可地縁団体の 事務所の所在地				
	(資格) 氏名	(印)	生年 月日	年 月 日	
	交付申請枚数		枚		

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 氏名の次には住民として登録されている個人の印鑑を押印してください。また、その印鑑を証明する印鑑登録証明書を添付してください。
- 資格()の欄には、代表者、仮代表者、特別代理人、清算人又は裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者のいざれかを記入してください。

上記のとおり交付してよいでしょうか。

(決 裁 欄)	起 案	・	・
	決 裁	・	・
	交 付	・	・
	手 数 料	円	

第5号様式(第7条)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

○○年 ○月 ○日

(あて先)鎌倉市長

申請者(本人 代理人)

住所 鎌倉市○○町1-22

氏名 海山 太郎

次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名称	○○自治会	※実印を押印してください
	認可地縁団体の 事務所の所在地	鎌倉市○○町1-1	
(資格) 氏名	(代表者 氏名)	海山 太郎	生年 月日
交付申請枚数	○○年○月○日		
	1 枚		

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 氏名の次には住民として登録されている個人の印鑑を押印してください。また、その印鑑を証明する印鑑登録証明書を添付してください。
- 資格()の欄には、代表者、仮代表者、特別代理人、清算人又は裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者のいざれかを記入してください。

上記のとおり交付してよいでしょうか。

(決 裁 欄)	起案	・	・
	決裁	・	・
	交付	・	・
	手数料	円	

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

第3号様式(第4条)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

年 月 日

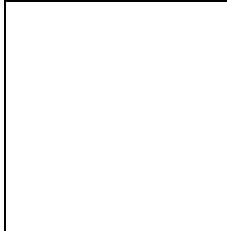
(あて先)鎌倉市長

申請者(□本人 □代理人)

住所_____

氏名_____

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名称				
	認可地縁団体の 事務所の所在地				
	(資格) 氏名	(印)	生年 月日	年 月 日	
	廃止しようとする理由				

(注意事項)

- 1 この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 2 登録している認可地縁団体印鑑を紛失したとき又は廃止しようとするときは、住民として登録されている個人の印鑑を押印してください。また、その印鑑を証明する印鑑登録証明書を添付してください。
- 3 資格()の欄には、代表者、仮代表者、特別代理人、清算人又は裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者のいずれかを記入してください。

第3号様式(第4条)

認可地縁団体印鑑登録廃止申請書

○○年 ○月 ○日

(あて先)鎌倉市長

申請者(本人 代理人)住所 鎌倉市○○町1-22氏名 海山 太郎

次のとおり認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請します。

廃止しようとする 認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の 名称	○○自治会	※実印を押印してください
	認可地縁団体の 事務所の所在地	鎌倉市○○町1-1	
(資格) 氏名	(代表者 氏名 海山 太郎	生年 月日	○○年○月○日
廃止しようとする理由 新しい印鑑を登録するため。			

(注意事項)

- この申請は本人が自ら手続してください。代理人によるときは、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録している認可地縁団体印鑑を紛失したとき又は廃止しようとするときは、住民として登録されている個人の印鑑を押印してください。また、その印鑑を証明する印鑑登録証明書を添付してください。
- 資格()の欄には、代表者、仮代表者、特別代理人、清算人又は裁判所の仮処分命令により選任された代表者の職務を代行する者のいずれかを記入してください。

証明書交付請求書

年 月 日

(あて先)

鎌倉市長

請求者 住 所

氏 名

次のとおり、地縁による団体に係る告示された事項についての証明書の交付を受けたいので、地方自治法第260条の2第12項の規定により請求します。

1 請求に係る地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鎌倉市

2 証明書部数

..... 部

証明書交付請求書

〇〇年〇月〇日

(あて先)

鎌倉市長

請求者 住 所 鎌倉市〇〇町1-22

氏 名 海山 太郎

次のとおり、地縁による団体に係る告示された事項についての証明書の交付を受けたいので、地方自治法第260条の2第12項の規定により請求します。

1 請求に係る地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 〇〇自治会

所在地 鎌倉市〇〇町1-1

2 証明書部数

1 部

年 月 日

(あて先)
鎌倉市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鎌倉市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 鎌倉市

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

2 変更の年月日

3 変更の理由

○○年 ○月 ○日

(あて先)
鎌倉市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 鎌倉市○○町1-1

代表者の氏名及び住所

氏 名 海山 太郎

住 所 鎌倉市○○町1-22

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所の変更

(旧) ○○ ○○ 鎌倉市○○町×-××

(新) 海山 太郎 鎌倉市○○町1-22

2 変更の年月日

○○年○月○日

3 変更の理由

任期満了に伴う役員改選

規約変更認可申請書

年 月 日

(あて先)

鎌倉市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地 鎌倉市

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所 鎌倉市

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 規約変更を総会で議決したことを証する書類

○○年 ○月 ○日

(あて先)

鎌倉市長

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 ○○自治会

所在地 鎌倉市○○1-1

代表者の氏名及び住所

氏名 海山 太郎

住所 鎌倉市○○1-22

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

代表者就任承諾書

私は〇〇自治会の総会の決定に基づき、当地縁団体の

代表者となることを承諾します。

〇〇年〇月〇日

住所 鎌倉市〇〇町1-22

氏名 海山 太郎

○○自治会構成員名簿

No. _____

番号	氏名	住所
1	海山 太郎	鎌倉市○○町1-22
2	海山 花子	同上
3	海山 桜	同上
4	地域 大介	鎌倉市○○町×-××
5	地域 緑	同上
6		
7		
8		※世帯主だけではなく、構成員（会員）になる 方全員の氏名を記載してください
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

○年○月○日

○○自治会会員各位

○○自治会
会長 ○○○○

○○年度第○回 ○○自治会総会のお知らせ

平素より、自治会活動にご理解・協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度、当自治会会則第○条に基づき、下記の通り総会を開催いたします。今回の総会におきましては、当会の地縁による団体としての認可申請（法人化）について諮ることとなっております。

お忙しい中とは存じますが、万障お繰り合わせの上ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 ○○年○月○日 ○時○分～○時○分

2. 場 所 ○○自治会集会所

3. 議決事項

（1）地縁による団体としての認可申請（法人化）について

（2）会則案の承認について

（3）区域について

（4）構成員について

（5）保有資産について

（6）代表者について

（7）議長の選出について

（8）総会議事録署名人の選任について

【お願い】

・出欠について、別紙出欠表にご記入の上、○月○日までに○○班長○○まで、
お届けください。

・添付の議案書をあらかじめお読みいただき、出席の場合は当日忘れずにご持参ください。
・欠席される場合は、併せて別紙委任状をご確認の上、ご記入ください。

○○年度第○回 ○○自治会総会出欠表

出 席 • 欠 席

※どちらかを○で囲んでください。

○○年○月○日

住所：鎌倉市○○町○○-○

氏名：○○ ○○

○○年度第○回 ○○自治会総会 委任状

私は、○○年度第○回○○自治会総会に関して、議決に関する一切の事項を総会議長に委任します。

○○年○月○日

住所：鎌倉市○○町○○-○

氏名：○○ ○○

〇〇年度××町内会 定例総会 書面議決書

〇〇年度××町内会定例総会議案について、下記のとおり書面をもって議決権を行使いたします。

年 月 日

＜書面議決者＞

住 所 鎌倉市

氏 名

＜議案について＞

(××町内会規則第●条関連)

第1号	〇〇年度事業経過及び決算について	賛成	反対
第2号	〇〇年度事業計画及び予算（案）について	賛成	反対
第3号	役員選出について	賛成	反対

※××町内会規則第●条に基づき、世帯で1票となります。賛否の両方に○がある場合や、どちらにも○が無い場合は賛成とみなします。

(××町内会第●条関連（重要事項）)

議案	賛成	反対
第4号 町内会規約変更について	人	人

※会員は個人単位となりますので、世帯内の賛成・反対の人数をご記入ください。賛成の人数+反対の人数=世帯の会員数となります。

○○年度第○回 ○○自治会総会議事録

1. 日 時 ○○年○月○日 ○時○分～○時○分

2. 場 所 ○○自治会集会所

3. 会員数及び出席会員数

総会員○○○名中 ○○○名出席 (うち委任状による出席者○○名)

4. 議決事項

(1) 地縁による団体としての認可申請 (法人化) について

・・・・・

(2) 会則案の承認について

・・・・・

(3) 区域について

・・・・・

(4) 構成員について

・・・・・

(5) 保有資産について

・・・・・

(6) 代表者について

・・・・・

(7) 議長の選出について

・・・・・

(8) 総会議事録署名人の選任について

・・・・・

以上をもって全ての議事を終了したので、議長は午後○時○分閉会を宣言し、総会を終了した。

本総会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、議長並びに議事録署名人は次のとおり署名押印する。

○○年○月○日

○○自治会

議 長 ○○ ○○

議事録署名人 ○○ ○○

議事録署名人 ○○ ○○

財産目録

団体の名称 ○○自治会

○○年○月○日現在

区分	金額（評価額）	備考
(資産の部)		
1 流動資産		
(1) 現金預金		
①現金 現金手許有高	·····	
②当座預金 ○○銀行○○支店	·····	
③普通預金 ○○銀行○○支店	·····	
(2) 未収会費 ○○年度会費 ○名	···	
2 固定資産		
(1) 土地 ○○平米	·····	
(2) 建物 ○○平米	·····	
資産合計	A ······	
(負債の部)		
1 流動負債		
短期借入金 ○○銀行○○支店	·····	
2 固定負債		
長期借入金 ○○銀行○○支店	·····	
負債合計	B ······	
差引正味財産 (A - B)	·····	

注：1 法人設立時に、確実に法人に帰属する財産をもって作成すること
 2 備考の欄には、寄付者その他を記入すること

○○○○○自治会（町内会）会則

(目的)

「規約」「会則」等、地方自治法上、名称についての制約はありません。

第1条 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、○○自治会（町内会）と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、鎌倉市〇〇町〇〇丁目から〇〇丁目までの区域とする。

(注) 当該地縁による団体の構成員のみならず、その他の市民にとっても容易にその区域が認識できる区域であること。例えば、河川、道路等により区域が画されていても認可されます。

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、鎌倉市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号に置く。

（注）代表者の自宅もしくは集会施設の所在地とすることができます。

(会員の資格)

第5条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、本会の会員となることができる。

(注) 地域による団体の構成員を、区域に住所を有する自然人たる個人とし、区域に住所を有すること以外には、年齢・性別・国籍等の条件を付してはいけません。

(地方自治法第260条の2第2項第3号)

区域内の法人、組合等の団体が賛助会員等になることはできます。

(入会)

第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長あてに提出しなければならない。

2 本会は、正当な理由がない限り、前条に定めた会員の資格を有する個人の入会を拒んではならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

(退会)

第8条 本会を退会しようとする者は、退会届を会長宛に提出するものとする。

2 会員が死亡したとき又は第3条に定める区域に住所を有しなくなったときは、退会したものとする。

(役員の種別)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名
- (3) 部長 ○名
- (4) 会計 ○名
- (5) 監事 ○名

2 役員は、総会において会員の中から選任する。

3 会長及び監事の選任には、総会員の○分の1以上の賛成を要する。

4 監事は、会長、副会長及びその他の役員と相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 部長は、会長、副会長を補佐し、各担当の部を統括する。

4 会計は、会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 役員は、役員会を構成し、本会の会務の執行を決定する。

6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 本会の財産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及び他の役員の業務執行の状況を監査すること。

(3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正な事項があると認めるとときは、総会に報告をすること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまではその職を行わなければならない。

(役員の解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行ができないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(総会)

第13条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の権能)

第14条 総会は、次の各号のほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の承認
- (3) 会費の決定
- (4) 事業計画及び予算の決定
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 資産管理報告の承認
- (7) 資産の処分及び担保に供する決定
- (8) 本会の解散に係る事項

(総会の開催)

第15条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会員の5分の1以上の請求があったとき、又は役員会において開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第10条第6項第4号の規定により招集するとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的及びその内容、日時、場所を示して開催の日の（5日以上）前までに文書をもって通知しなければならない。

（注）法には「少なくとも5日前まで」に通知することとしていますが、余裕をもって総会を開催できるように定めてください（7日～10日が適当です）。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選出する。

(総会の定足数)

第18条 総会は、総会員の〇分の1の出席がなければ開会することができない。

(注) 定足数は一般的に「総会員の2分の1」とするのが適切と考えられていますが、法に定めがないことから、変更することも可能です。

また、特定の重要な事項について「総会員の4分の3」などとすることも可能です。

なお、定足数や議決に要する会員数については、委任・代理・書面・電磁的方法による表決を行った会員の数を含めることに留意する必要があります。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は、この会則に定めるもののほか、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第20条 会員は総会において各々一個の表決権を有する。

2 次の事項を除く事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 財産の処分
- (3) 解散
- (4) 会長の選任
- (5) 監事の選任
- (6) ~~~

(注) 第2項は、重要事項を除く慣例的な項目について世帯単位で表決するための規定です（19頁「よくある質問」Q3参照）。

これは、従来の自治会・町内会の多くが世帯単位で表決権を平等とする運営が行われていることから、この実態に合わせ、重要事項を除く項目については世帯単位で表決を行うものです。

しかし、重要事項と慣例的な項目を一度の総会で議決しようとすると、それぞれに必要な賛成数が異なるため注意が必要です。

このため、総会の度に世帯の会員全員分の名前の入った書面表決書を持参し、2回の集計を行うことで、総会の場に集まる人の数を、従来通り世帯の代表者とすることもできます（書式は43頁参照）。

（1回目の集計：書面議決書の枚数を数える=世帯数を数える
=慣例的な項目）

（2回目の集計：賛成・反対の数を数える=会員数を数える
=重要事項）

(総会における書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席した会員とみなす。

この項目に「総会に出席しない会員は、電磁的方法による表決を認める」旨の規定を追加することで、電磁的方法による表決を行うことができるようになります。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数
- (3) 出席した会員の数（書面表決者及び表決委任者にあってはその旨を付記すること）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(役員会)

第23条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第24条 役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない本会の会務の執行に関する事項

(役員会の開催)

第25条 役員会は、会長が必要と認めたとき又は役員の〇分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときを開催する。

2 役員会を招集する場合は、役員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時、場所を示して、開催の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

(役員会の議長)

第26条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第27条 役員会には、第18条から第22条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第28条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は会長が役員会の議決を経て定める。

2 本会の資産で第28条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会員の4分の3以上の議決を要する。

3 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第30条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、その年度開始前までに総会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び収支決算)

第32条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに会長が事業概要報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3箇月以内に総会の承認を得なければならない。

(会則の変更)

第33条 この会則は、総会において、総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、鎌倉市長の認可を得なければ変更することができない。

(注) 総会議決数の「4分の3」の定数を変更することは可能ですが、会則変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げる場合には慎重であるべきと解されます。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、次の事由により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 鎌倉市長の認可取消
- (3) 総会の決議
- (4) 構成員が欠けたこと

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならぬ。

3 解散のときに存する残余財産は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、本会と類似の目的を有する団体に寄付する。

(備え置き帳簿及び書類)

第35条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可、及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他の必要な帳簿及び書類を備え置くものとする。

(委任)

第36条 この会則の施行について必要な事項は、会長が総会の議決を経て別に定める。

付 則

- 1 この会の設立当初の役員は、第9条第2項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第11条第1項の規定にかかわらず、○年○月○日までとする。
- 2 この会の設立当初の事業年度は、第30条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から○年3月31日までとする。
- 3 この会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域・社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行つていると認められること。
- 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
- 四 規約を定めていること。

③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 区域
- 四 主たる事務所の所在地
- 五 構成員の資格に関する事項
- 六 代表者に関する事項
- 七 会議に関する事項
- 八 資産に関する事項

④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。

⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省

令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び同項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、認可地縁団体を含む」と、同条第三項中「公益法人等（」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

- ② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わ

なければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著し不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならぬ。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならぬ。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを受け、すべて総会の決議によって行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

- ② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。
- ③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。
- ④ 前三項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。
- 六 合併（合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。）

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済する

ことができなくなった場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職後遅滞なく、公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないこと

が明らかになつたときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- ② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- ③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- ④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、破産手続開始の決定及び合併による解散の場合を除き、規約で指定した者に帰属する。

- ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。
- ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- ② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が結了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合には、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第二百六十条の三十七 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

- ② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及

び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 認可地縁団体は、同一市町村内の他の認可地縁団体と合併することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならぬ。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもつてしなければならない。

ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。

この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務（当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項（第二号に係る部分に限る。）の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帶して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。）又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人（以下この条において「登記関係者」という。）の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穏かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないとこと。
- ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。）は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
- ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
- ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。
- ⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報（同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。）と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

- ② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第十八条 地方自治法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、同条第一項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 規約
 - 二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 申請者が代表者であることを証する書類
- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十八条の二 地方自治法第二百六十条の三十九第四項において準用する同法第二百六十条の二第二項に規定する申請は、合併しようとする各認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該各認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立する認可地縁団体（以下「合併後の認可地縁団体」という。）の規約
 - 二 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可を申請することについて合併しようとする各認可地縁団体の総会で議決したことを証する書類
 - 三 合併後の認可地縁団体の構成員の名簿
 - 四 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に行っていることを記載した書類
 - 五 合併しようとする各認可地縁団体の規約
 - 六 申請者が合併しようとする各認可地縁団体の代表者であることを証する書類
- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第十九条 地方自治法第二百六十条の二第十項（土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第七十六条の十三第四項及び森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百条の二十二第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を行った場合
 - イ 名称
 - ロ 規約に定める目的
 - ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所

- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 認可年月日

二 土地改良法第七十六条の十三第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所

- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 土地改良法第七十六条の十二第二項第五号の日又は同法第七十六条の十三第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

三 森林組合法第百条の二十二第三項の通知があつた場合

- イ 名称
- ロ 規約に定める目的
- ハ 区域
- ニ 主たる事務所
- ホ 代表者の氏名及び住所
- ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
(職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所)
- ト 代理人の有無 (代理人がある場合は、その氏名及び住所)
- チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- リ 森林組合法第百条の二十第二項第七号の日又は同法第百条の二十二第一項の認可を受けた日のいずれか遅い日

四 解散した場合 (破産及び合併による場合を除く。)

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所
- ニ 清算人の氏名及び住所
- ホ 解散事由
- ヘ 解散年月日

五 清算終了の場合

- イ 名称
- ロ 区域
- ハ 主たる事務所

- ニ 清算人の氏名及び住所
 - ホ 清算結了年月日
- 六 前二号の場合及び破産及び合併による場合を除くほか、地方自治法第二百六十条の二第十一項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容
- ② 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第二十条 地方自治法第二百六十条の二第十一項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- ② 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十一条 地方自治法第二百六十条の二第十二項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

- ② 市町村長は、第十九条及び第二十二条の二の四に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。
- ③ 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条 地方自治法第二百六十条の三第二項の規定による規約の変更の認可の申請は、申請書に、規約変更の内容及び理由を記載した書類並びに当該規約変更を総会で議決したことを証する書類を添付して行わなければならない。

- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

(電磁的方法)

第二十二条の二 地方自治法第二百六十条の十八第三項に規定する総務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- ② 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的方法による決議に係る構成員の承諾)

第二十二条の二の二 認可地縁団体の代表者は、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

② 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号に規定する電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

③ 第一項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第二百六十条の十九の二第一項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十二条の二の三 地方自治法第二百六十条の四十一第三項の規定による届出は、届出書に同法第二百六十条の四十第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、同法第二百六十条の四十一第二項の規定によりその債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書類を添えて行うものとする。

② 前項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の二の四 地方自治法第二百六十条の四十四第一項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 合併後の認可地縁団体の名称
- 二 合併後の認可地縁団体の規約に定める目的
- 三 合併後の認可地縁団体の区域
- 四 合併後の認可地縁団体の主たる事務所
- 五 合併後の認可地縁団体の代表者の氏名及び住所
- 六 合併後の認可地縁団体の裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）
- 七 合併後の認可地縁団体の代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）
- 八 合併後の認可地縁団体の規約に解散の事由を定めたときは、その事由
- 九 地方自治法第二百六十条の三十九第三項の認可の年月日
- 十 合併前の各認可地縁団体の名称
- 十一 合併により消滅する認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

第二十二条の二の五 地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

- 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書
 - 二 申請不動産に関し、地方自治法第二百六十条の四十六第一項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
 - 三 申請者が代表者であることを証する書類
 - 四 地方自治法第二百六十条の四十六第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料
- ② 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の三 地方自治法第二百六十条の四十六第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 地方自治法第二百六十条の四十六第一項の申請を行つた認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
 - 二 前条第二項に規定する申請書の様式に記載された申請不動産に関する事項
 - 三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨
 - 四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項
- ② 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。
- ③ 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の四 地方自治法第二百六十条の四十六第四項に規定する証する情報の提供は、前条第一項第二号に掲げる申請不動産に関する事項その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

- ② 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二条の五 地方自治法第二百六十条の四十六第五項に規定する通知は、第二十二条の三第二項の規定による異議の内容その他必要な事項を記載した通知書により行うものとする。

- ② 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

《 M E M O 》

《 M E M O 》